食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案 新旧対照条文 目次

\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc
○ 農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)(附則第四条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○ 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成二十六年法律第七十八号)(附則第四条関係)	○ 水産基本法(平成十三年法律第八十九号)(附則第三条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○ 食料・農業・農村基本法(平成十一年法律第百六号)
: 28	: 26	: 24	: 1

$\overline{}$
傍
線
部
分
は
改
正
部
分
_

ることを目的とする。

(食料安全保障の確保)

2 国民に対する食料の安定的な供給については、世界の食料の需給 2 のであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであ 第二条 食料については、人間の生命の維持に欠くことができないも 第

の確保を図ることにより行われなければならない。の増大を図ることを基本とし、これと併せて安定的な輸入及び備蓄及び貿易が不安定な要素を有していることに鑑み、国内の農業生産2 国民に対する食料の安定的な供給については、世界の食料の需給

3 (略)

4

供給能力の維持が図られなければならない。

「大の輸出を図ることで、農業及び食品産業の発展を通じた食料のの減少が見込まれる中においては、国内への食料の供給に加え、海重要であることに鑑み、国内の人口の減少に伴う国内の食料の需要重要であることに鑑み、国内の人口の減少に伴う国内の食料の需要重要であることに鑑み、国内の人口の減少に伴う国内の食料の需要重要である。

ら消費に至る各段階の関係者が有機的に連携することにより、全体、食品産業の事業者、消費者その他の食料システム(食料の生産か適切に反映されつつ、食料の持続的な供給が行われるよう、農業者を料の合理的な価格の形成については、需給事情及び品質評価が

(食料の安定供給の確保)

供給されなければならない。かんがみ、将来にわたって、良質な食料が合理的な価格で安定的に、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであることに第二条 食料は、人間の生命の維持に欠くことができないものであり

組み合わせて行われなければならない。生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄とを適切に及び貿易が不安定な要素を有していることにかんがみ、国内の農業国民に対する食料の安定的な供給については、世界の食料の需給

化する国民の需要に即して行われなければならない。業のの健全な発展を総合的に図ることを通じ、高度化し、かつ、多様食料の供給は、農業の生産性の向上を促進しつつ、農業と食品産

新設

3

(新設)

うにしなければならない 係者によりその持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるよ として機能を発揮する 連の 活 動 総体を いう 以 下 同じ 関

6 (略)

環境と調和のとれた食料システムの 確立)

第三条

に負荷を与える側面があることに鑑み、 ことにより 食料システムについては、 環境との調和が図られなければならない。 食料の供給の各段階に その負荷の低減が図られる おい て環境

(多面的機能の発揮)

第四条 成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる れつつ、適切かつ十分に発揮されなければならない。 に果たす役割に鑑み、 多面的機能」という。)については、 食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能 国土の保全、水源の涵養、 将来にわたって、 自然環境の保全、良好な景観の形 国民生活及び国民経済の安定 環境への負荷の低減が図ら (以下「

、農業の持続的な発展)

第五条 能及び多面的機能の重要性に鑑み、 農業については、 その有する食料その他の農産物の供給の機 人口の減少に伴う農業者の減少

> 4 済の円滑な運営に著しい支障を生じないよう、 要因により国内における需給が相当の期間著しくひっ迫し、 なければならない。 つ迫するおそれがある場合においても、 国民が最低限度必要とする食料は、 凶作、 国民生活の安定及び国民経 輸入の途絶等の不測 供給の確保が図られ 又はひ

(新設)

(多面的機能の発揮)

第三条 形成、 されなければならない。 定に果たす役割にかんがみ、 る食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能(以下 「多面的機能」という。) 文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ず 国土の保全、水源のかん養、 については、 将来にわたって、 自然環境の保全、 国民生活及び国民経済の安 適切かつ十分に発揮 良好な景観の

、農業の持続的な発展

第四条 能及び多面的機能の重要性にかんがみ、 農業については、 その有する食料その他の農産物の供給の機 必要な農地、 農業用水その

持続的な発展が図られなければならない。

中に、農業の生産性の向上及び農産物の付加価値の向上並びに農業もに、農業の生産性の向上及び農産物の付加価値の向上並びに農業もに、農業の生産性の向上及び農産物の付加価値の向上並びに農業もに、農業の生産性の向上及び農産物の付加価値の向上並びに農業もに、農業の生産性の向上及び農産物の付加価値の向上がでといるととれらが効率的に組み合わされた望ましい農業構造が確立されるととれらが効率的に組み合わされた望ましい農業構造が確立されるととれらが効率的に組み合わされているよう、必要な農地、農業用水その生産活動におい、気候の変動その他の農業をめぐる情勢の変化が生ずる状況におい、気候の変動その他の農業をめぐる情勢の変化が生ずる状況におい、

(農村の振興)

その他の福祉の向上により、その振興が図られなければならない。 情勢の変化が生ずる状況においても、地域社会が維持され、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備 十分に発揮されるよう、農業の供給の機能及び多面的機能が適切かつ 東たしていることに鑑み、農村の人口の減少その他の農村をめぐる 果たしていることに鑑み、農村の人口の減少その他の農村をめぐる 果たしていることに鑑み、農村の人口の減少その他の農村をめぐる 黒村については、農業者を含めた地域住民の生活の場で農業 第六条 農村については、農業者を含めた地域住民の生活の場で農業

水産業及び林業への配慮)

要な配慮がなされるものとする。 産業及び林業との密接な関連性を有することに鑑み、その振興に必患七条 食料、農業及び農村に関する施策を講ずるに当たっては、水

られなければならない。

以下同じ。)が維持増進されることにより、その持続的な発展が図外でする物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。か在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいうとれらが効率的に組み合わされた望ましい農業構造が確立されるとと他の農業資源及び農業の担い手が確保され、地域の特性に応じてこ

(新設)

(農村の振興)

第五条 農村については、農業者を含めた地域住民の生活の場で農業の生産条件の整備及び生活環境の整備その他の福祉の向上により、果たしていることにかんがみ、農業の有する食料その他の農産物の果たしていることにかんがみ、農業の持続的な発展の基盤たる役割をの生産条件の整備及び生活環境の整備その他の福祉の向上により、農業の持続的な発展の基盤たる役割を

水産業及び林業への配慮

に必要な配慮がなされるものとする。
産業及び林業との密接な関連性を有することにかんがみ、その振興第六条 食料、農業及び農村に関する施策を講ずるに当たっては、水

(国の責務)

実施する責務を有する。
つとり、食料、農業及び農村に関する施策を総合的に策定し、及び関する施策についての基本理念(以下「基本理念」という。)にの第八条 国は、第二条から第六条までに定める食料、農業及び農村に

2 (略)

(地方公共団体の責務)

第九条 (略)

(農業者の努力)

、基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。 第十条 農業者は、農業及びこれに関連する活動を行うに当たっては

(事業者の努力)

基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。第十一条 食品産業の事業者は、その事業活動を行うに当たっては、

(団体の努力)

(国の責務)

実施する責務を有する。
っとり、食料、農業及び農村に関する施策を総合的に策定し、及び関する施策についての基本理念(以下「基本理念」という。)にの第七条 国は、第二条から第五条までに定める食料、農業及び農村に

理念に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。 国は、食料、農業及び農村に関する情報の提供等を通じて、基本

2

(地方公共団体の責務)

る責務を有する。

域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施すに関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区第八条
地方公共団体は、基本理念にのっとり、食料、農業及び農村

(農業者等の努力)

めるものとする。 動を行うに当たっては、基本理念の実現に主体的に取り組むよう努動を行うに当たっては、基本理念の実現に主体的に取り組むよう努第九条 農業者及び農業に関する団体は、農業及びこれに関連する活

(事業者の努力)

ものとする。 本理念にのっとり、国民に対する食料の供給が図られるよう努める第十条 食品産業の事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基

実現に重要な役割を果たすものであることに鑑み、これらの活動に品産業の事業者、地域住民又は消費者のための活動が、基本理念の第十二条(食料、農業及び農村に関する団体は、その行う農業者、食(新設)

(農業者等の努力の支援)

積極的に取り組むよう努めるものとする。

とするものとする。
農業及び農村に関する団体がする自主的な努力を支援することを旨き講ずるに当たっては、農業者及び食品産業の事業者並びに食料、第十三条 国及び地方公共団体は、食料、農業及び農村に関する施策

(消費者の役割)

割を果たすものとする。

割を果たすものとする。

の持続的な供給に寄与しつつ、食料の消費生活の向上に積極的な役食料の持続的な供給に資する物の選択に努めることによって、食料食料の消費に際し、環境への負荷の低減に資する物その他の第十四条 消費者は、食料、農業及び農村に関する理解を深めるとと

(法制上の措置等)

第十五条 (略)

(年次報告)

第十六条

(略)

(農業者等の努力の支援)

業の事業者がする自主的な努力を支援することを旨とするものとすを講ずるに当たっては、農業者及び農業に関する団体並びに食品産第十一条 国及び地方公共団体は、食料、農業及び農村に関する施策

消費者の役割)

る。

の消費生活の向上に積極的な役割を果たすものとする。第十二条 消費者は、食料、農業及び農村に関する理解を深め、食料

(法制上の措置等)

必要な法制上、財政上及び金融上の措置を講じなければならない。第十三条 政府は、食料、農業及び農村に関する施策を実施するため

(年次報告等)

政府が食料、農業及び農村に関して講じた施策に関する報告を提出第十四条。政府は、毎年、国会に、食料、農業及び農村の動向並びに

(削る)

(削る)

第二章 基本的施策

第一節 食料・農業・農村基本計画

第十七条 (略)

2 基本計画は、 次に掲げる事項について定めるものとする。

(略)

食料安全保障の動向に関する事項

食料自給率その他の食料安全保障の確保に関する事項の目標

兀 (略)

Ŧī. 総合的かつ計画的に推進するために必要な事項 前各号に掲げるもののほか、食料、 農業及び農村に関する施策

3 り組むべき課題を明らかにして定めるものとする。 確保に関する事項の改善が図られるよう農業者その他の関係者が取 項第三号の目標は、 食料自給率の向上その他の食料安全保障の

> 政府は、 毎年、前項の報告に係る食料

2

会に提出しなければならない。 慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国

農業及び農村の動向を考

3 るには、 政府は、 食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならな 前項の講じようとする施策を明らかにした文書を作成す

第二章 基本的施策

第一節 食料・農業・農村基本計画

第十五条 政府は、食料、 画」という。)を定めなければならない。 画的な推進を図るため、 農業及び農村に関する施策の総合的かつ計 食料・農業・農村基本計画(以下「基本計

2 基本計画は、 食料、 農業及び農村に関する施策についての基本的な方針 次に掲げる事項について定めるものとする。

(新設)

食料自給率の目標

食料、 農業及び農村に関し、 政府が総合的かつ計画的に講ずべ

き施策

兀

前三号に掲げるもののほか、

食料、

農業及び農村に関する施策

3 その他の関係者が取り組むべき課題を明らかにして定めるものとす 旨とし、 前項第二号に掲げる食料自給率の目標は、 国内の農業生産及び食料消費に関する指針として、 その向上を図ることを

を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

しなければならない。

(食料消	9 (略) の効果に関 の効果に関 の効果に関	7 6 (略) 調査し、1 8 (略)	5 (略)	4 (略)
第三比での也必要な施策と構じるのといる。 度化その他の食品の衛生管理及び品質管理の高度化、食品の表示の 、消費者の合理的な選択に資するため、食品の製造過程の管理の高 、消費者の合理的な選択に資するため、食品の製造過程の管理の高 ・、消費を関する施策の充実) 第二節 食料安全保障の確保に関する施策	(略) (略) である。 である。 である。 である。 であれる。 でもない。 でもないい。 でもないいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいい	公表しなければならない。調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により政府は、少なくとも毎年一回、第二項第三号の目標の達成状況を(略)		
理の高度化、食品の表示の適正化その他必要な施策を講ずるものと 第十六条 国は、食料の安全性の確保及び品質の改善を図るとともに (食料消費に関する施策の充実) 第二節 食料の安定供給の確保に関する施策	8 第五項及び第六項の規定は、基本計画の変更について準用する。に食料、農業及び農村に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、に食料、農業及び農村に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、がび	(新設) 、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。 、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。6 政府は、第一項の規定により基本計画を定めたときは、遅滞なく	食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。 5 政府は、第一項の規定により基本計画を定めようとするときは、ものでなければならない。 総合的な利用、整備及び保全に関する国の計画との調和が保たれた	,

(食料の円滑な入手の確保)

ずるものとする。

(本) では、地理的な制約、経済的な状況その他の要因にかかわらず食事携し、地理的な制約、経済的な状況その他の要因にかかわらず食事携し、地理的な制約、経済的な状況その他の要因にかかわらず食

者と (新設)

び情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

全な食生活に関する指針の策定、

食料の消費に関する知識の普及及

(食品産業の健全な発展)

促進その他必要な施策を講ずるものとする。

「と鑑み、その健全な発展を図るため、環境への負荷の低減及び資源に鑑み、その健全な発展を図るため、環境への負荷の低減及び資源第二十条」国は、食品産業が食料の供給において果たす役割の重要性

ものとする。

(食品産業の健全な発展)

化、農業との連携の推進、流通の合理化その他必要な施策を講ずる負荷の低減及び資源の有効利用の確保に配慮しつつ、事業基盤の強にかんがみ、その健全な発展を図るため、事業活動に伴う環境への第十七条 国は、食品産業が食料の供給において果たす役割の重要性

(農産物の輸出入に関する措置)

(削る)

必要があるときは、関税率の調整、輸入の制限その他必要な施策を重大な支障を与え、又は与えるおそれがある場合において、緊急にもに、農産物の輸入によってこれと競争関係にある農産物の生産に第十八条 国は、農産物につき、国内生産では需要を満たすことがで

	化等の輸出の相手国における需要の開拓を包括的に支援する体制の
	を強化するとともに、市場調査の充実、情報の提供、普及宣伝の強
	織する団体による輸出のための取組の促進等により農産物の競争力
	行う産地の育成、農産物の生産から販売に至る各段階の関係者が組
	するよう海外の需要に応じた農産物の輸出を促進するため、輸出を
(新設)	第二十二条 国は、農業者及び食品産業の事業者の収益性の向上に資
	(農産物の輸出の促進)
	資の促進その他必要な施策を講ずるものとする。
	と民間との連携による輸入の相手国の多様化、輸入の相手国への投
	3 国は、肥料その他の農業資材の安定的な輸入を確保するため、国
	を講ずるものとする。
	に必要があるときは、関税率の調整、輸入の制限その他必要な施策
	に重大な支障を与え、又は与えるおそれがある場合において、緊急
	2 国は、農産物の輸入によってこれと競争関係にある農産物の生産
	ずるものとする。
	手国の多様化、輸入の相手国への投資の促進その他必要な施策を講
	の安定的な輸入を確保するため、国と民間との連携による輸入の相
(新設)	第二十一条 国は、国内生産では需要を満たすことができない農産物
	(農産物等の輸入に関する措置)
要な施策を講ずるものとする。	
とともに、市場調査の充実、情報の提供、普及宣伝の強化その他必	
2 国は、農産物の輸出を促進するため、農産物の競争力を強化する	
講ずるものとする。	

第二十条(国は、世界の食料需給の将来にわたる安定に資するため、(国際協力の推進)	第二十五条 国は、世界の食料需給の将来にわたる安定並びにこれに (国際協力の推進)
料の増産、流通の制限その他必要な施策を講ずるものとする。要とする食料の供給を確保するため必要があると認めるときは、食国は、第二条第四項に規定する場合において、国民が最低限度必	料の増産、流通の制限その他必要な施策を講ずるものとする。要とする食料の供給を確保するため必要があると認めるときは、食図 国は、第二条第六項に規定する場合において、国民が最低限度必
	輸入の拡大その他必要な施策を講ずるものとする。相互間の連携の強化を図るとともに、備蓄する食料の供給、食料のらの事態が発生するおそれがあると認めたときから、関係行政機関生活及び国民経済に及ぼす支障が最小となるようにするため、これ
第十九条 (新設)	1 7731 (CL PYII
(不測時における食料安全保障)	(不測時における措置) な施策を講ずるものとする。
	増 ス 料
(新设)	第二十三条 国は、食料の価格の形成こ当たり食料ンステムの関系者(食料の持続的な供給に要する費用の考慮)
	いての条件に関する協議その他必要な施策を講ずるものとする。その相手国が定める輸入についての動植物の検疫その他の事項につ整備、輸出する農産物に係る知的財産権の保護、輸出の相手国との

推進に努めるものとする。及び資金協力、これらの地域に対する食料援助その他の国際協力のため、開発途上地域における農業及び農村の振興に関する技術協力よる我が国への農産物及び農業資材の安定的な輸入の確保に資する

第三節 農業の持続的な発展に関する施策

(望ましい農業構造の確立)

(略)

様な農業者により農業生産活動が行われることで農業生産の基盤でに基づき、効率的かつ安定的な農業経営を営む者及びそれ以外の多2 国は、望ましい農業構造の確立に当たっては、地域における協議

(新設)

ある農地の確保が図られるように配慮するものとする。

(専ら農業を営む者等による農業経営の展開)

第二十七条 国は、専ら農業を営む者その他経営意欲のある農業者が第二十七条 国は、専ら農業を営む者その他の経営の発展及びその円あることに鑑み、経営管理の合理化その他の経営の発展及びその円もに、農業経営を展開できるようにすることが重要で

努めるものとする。金協力、これらの地域に対する食料援助その他の国際協力の推進に開発途上地域における農業及び農村の振興に関する技術協力及び資

第三節 農業の持続的な発展に関する施策

(望ましい農業構造の確立)

を講ずるものとする。
業経営の規模の拡大その他農業経営基盤の強化の促進に必要な施策農の類型及び地域の特性に応じ、農業生産の基盤の整備の推進、農農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、営

(専ら農業を営む者等による農業経営の展開)

第二十二条 国は、専ら農業を営む者その他経営意欲のある農業者が第二十二条 国は、専ら農業を営む者その他の経営の発展及びそめとともに、農業経営の条件を整備し、家族農業経営の発展及びそとともに、農業経営を展開できるようにすることが重要でとともに、農業経営を展開できるようにすることが重要であるといる。

従事する者の経営管理能力の向上、雇用の確保に資する労働環境の2 国は、農業を営む法人の経営基盤の強化を図るため、その経営に

--整備、自己資本の充実の促進その他必要な施策を講ずるものとする

(農地の確保及び有効利用)

の他必要な施策を講ずるものとする。
及びこれらの農地の集団化、農地の適正かつ効率的な利用の促進そ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積利用を図るため、農地として利用すべき土地の農業上の利用の確保第二十八条 国は、国内の農業生産に必要な農地の確保及びその有効 第

(農業生産の基盤の整備及び保全)

生産 係る最新の技術的な知見を踏まえた事業の効率的な実施を旨として 施策を講ずるものとする。 するとともに、 を図ることにより農業生産活動が継続的に行われるようにするため 一十九条 機能の維持増進その他の農業生産の基盤の整備及び保全に必要な 農地の区画の拡大、水田の汎用化及び畑地化、 地域の特性に応じて、環境との調和及び先端的な技術を活用した これらの有効利用を図ることにより農業の生産性の向上を促進 方式との適合に配慮しつつ、 国は、 気候の変動その他の要因による災害の防止又は軽減 良好な営農条件を備えた農地及び農業用水を確保 農業生産の基盤の整備及び保全に 農業用用排水施設

、先端的な技術等を活用した生産性の向上)

(農地の確保及び有効利用)

、農地の効率的な利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積利用を図るため、農地として利用すべき土地の農業上の利用の確保第二十三条 国は、国内の農業生産に必要な農地の確保及びその有効

農業生産の基盤の整備)

に必要な施策を講ずるものとする。 農業用用排水施設の機能の維持増進その他の農業生産の基盤の整備業の効率的な実施を旨として、農地の区画の拡大、水田の汎用化、進するため、地域の特性に応じて、環境との調和に配慮しつつ、事進するため、地域の特性に応じて、環境との調和に配慮しつつ、事に必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成及び確保)

第三十三条 (略)

(女性の参画の促進)

ための環境整備を推進するものとする。
にあいて農業経営及びこれに関連する活動に参画する機会を確保する経営における役割を適正に評価するとともに、女性が自らの意思に経過における役割を適正に評価するとともに、女性が自らの意思に第三十四条 国は、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる活動に

(高齢農業者の活動の促進)

第三十五条 (略)

(農業生産組織の活動の促進

第三十六条

(略)

(人材の育成及び確保)

習得の促進その他必要な施策を講ずるものとする。上、新たに就農しようとする者に対する農業の技術及び経営方法の成及び確保を図るため、農業者の農業の技術及び経営管理能力の向第二十五条 国は、効率的かつ安定的な農業経営を担うべき人材の育

(女性の参画の促進)

2

国は、

る教育の振興その他必要な施策を講ずるものとする。

国民が農業に対する理解と関心を深めるよう、

農業に関す

するための環境整備を推進するものとする。 思によって農業経営及びこれに関連する活動に参画する機会を確保 農業経営における役割を適正に評価するとともに、女性が自らの意 参画する機会を確保することが重要であることにかんがみ、女性の第二十六条 国は、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる活動に

(高齢農業者の活動の促進)

上を図るものとする。
活動を行うことができる環境整備を推進し、高齢農業者の福祉の向その有する技術及び能力に応じて、生きがいを持って農業に関する第二十七条 国は、地域の農業における高齢農業者の役割分担並びに

(農業生産組織の活動の促進)

共同して行う農業者の組織、委託を受けて農作業を行う組織等の活するため、集落を基礎とした農業者の組織その他の農業生産活動を第二十八条 国は、地域の農業における効率的な農業生産の確保に資

ため、需給事情及び品質評価が適切に反映されるよう、必要な施策する施策を講ずるほか、消費者の需要に即した農業生産を推進する産物第三十九条 国は、農産物の価格の形成について、第二十三条に規定 第三十(農産物の価格の形成と経営の安定) (農産物の価格の形成と経営の安定)	。 のための環境整備を推進するために必要な施策を講ずるものとするに活用されるよう、食料システムの関係者による情報の円滑な共有に活用されるよう、食料システムにおいて情報通信技術を用いて情報が効果的 (新設)策を講ずるものとする。	その他の先端的な技術の研究開発及び普及の迅速化その他必要な施	動の促進に必要な施策を講ずるものとする。「「報の分析及び助言その他の農業経営の支援的、農作業を行う人材のは、農業機械の貸渡し、農作業を行う人材のは、農業機械の貸渡し、農作業を行う人材のは、農業機械の貸渡し、	動の
7、必要な施策を講ずるものとする。 「物の価格が需給事情及び品質評価を適切に反映して形成されるよ「十条(国は、消費者の需要に即した農業生産を推進するため、農(農産物の価格の形成と経営の安定)	A)	推進その他必要な施策を講ずるものとする。の連携の強化、地域の特性に応じた農業に関する技術の普及事業の発の目標の明確化、国及び都道府県の試験研究機関、大学、民間等究開発及び普及の効果的な推進を図るため、これらの技術の研究開ニ十九条 国は、農業並びに食品の加工及び流通に関する技術の研えが、は物の見多及できる。		動の促進に必要な施策を講ずるものとする。

のとする。 のとでとる。 ののでとをできる。 ののでとをできる。 ののでとをできる。 ののでとをできる。 ののでとをできる。 ののでととといる。 ののとととといる。 ののとととといる。 ののとととといる。 ののとといる。 ののとととといる。 ののとととといる。 ののとは、 ののとは、 ののとといる。 ののとといる。 ののとといる。 ののとととといる。 ののとととといる。 ののとととといる。 ののとととといる。 ののとととといる。 ののとととといる。 ののととととといる。 ののとととといる。 ののとととといる。 ののとととといる。 ののとととといる。 ののとととといる。 ののとととといる。 ののとととといる。 ののとととといる。 ののといる。 ののと、 のの。 ののと、 ののと、 ののと、 のの。 のの。 のの。 ののと、 のの。 のの。 のの。 のの。 のの。 のの。 のの。 のの	(削る)	要な施策を講ずるものとする。 で発生及びまん延をした場合には、農業に著しい損害を生ずるおそで発生及びまん延をした場合には、農業に著しい損害を生ずるおその発生及びまんがあることに鑑み、その発生の予防及び植物に有害な動植物が国内	的な補塡その他必要な施策を講ずるものとする。 するとともに、農業経営の安定を図るため、災害による損失の合理第四十条 国は、災害によって農業の再生産が阻害されることを防止(農業災害による損失の補塡)	2(略)
第三十三条 (新設) (農業資材の生産及び流通の合理化)	力の増進その他必要な施策を講ずるものとする。及び肥料の適正な使用の確保、家畜排せつ物等の有効利用による地第三十二条 国は、農業の自然循環機能の維持増進を図るため、農薬(自然循環機能の維持増進)	(新設)	理的な補て心その他必要な施策を講ずるものとする。 正するとともに、農業経営の安定を図るため、災害による損失の合第三十一条 国は、災害によって農業の再生産が阻害されることを防(農業災害による損失の補てん)	影響を緩和するために必要な施策を講ずるものとする。2 国は、農産物の価格の著しい変動が育成すべき農業経営に及ぼす

2

(略)

3 影響を緩和するために必要な施策を講ずるものとする。 国は、 農業資材の価格の著しい変動が育成すべき農業経営に及ぼ

第四節 農村の振興に関する施策

、農村の総合的な振興

第四十三条 (略)

2 講ずるものとする。 整備その他の福祉の向上とを総合的に推進するよう、 の振興と防災、 かで住みよい農村とするため、 整備及び保全並びに農村との関わりを持つ者の増加に資する産業 国は、 地域の農業の健全な発展を図るとともに、景観が優れ、 交通、 情報通信、衛生、 地域の特性に応じた農業生産の基盤 教育、文化等の生活環境の 必要な施策を 豊

(農地の保全に資する共同活動の促進)

第四十四条 地の保全に資する共同活動が これらの共同活動の促進に必要な施策を講ずるものとする。 による多面的機能の発揮に重要な役割を果たしていることに鑑み、 国は、 農業者その他の農村との関わりを持つ者による農 地域の農業生産活動の継続及びこれ

> 材の生産及び流通の合理化の促進その他必要な施策を講ずるものと 国は、 農業経営における農業資材費の低減に資するため、農業資

する。

(新設)

第四節

農村の振興に関する施策

、農村の総合的な振興

第三十四条 調整に留意して、農業の振興その他農村の総合的な振興に関する施 国は、 農村における土地の農業上の利用と他の利用との

策を計画的に推進するものとする。

2 ものとする。 の他の福祉の向上とを総合的に推進するよう、 の整備と交通、 かで住みよい農村とするため、地域の特性に応じた農業生産の基盤 国は、 地域の農業の健全な発展を図るとともに、景観が優れ、 情報通信、 衛生、 教育、 文化等の生活環境の整備そ 必要な施策を講ずる

(新設)

(地域の資源を活用した事業活動の促進)

め、これらの事業活動の促進その他必要な施策を講ずるものとする活用した事業活動を通じて農村との関わりを持つ者の増加を図るた第四十五条 国は、農業と農業以外の産業の連携による地域の資源を

(新設)

|障害者等の農業に関する活動の環境整備)

就業機会の増大を通じ、地域の農業の振興を図るため、これらの者第四十六条 国は、障害者その他の社会生活上支援を必要とする者の

がその有する能力に応じて農業に関する活動を行うことができる環

境整備に必要な施策を講ずるものとする

(中山間地域等の振興)

による就業機会の増大、生活環境の整備による定住の促進、地域社人、地域特産物の生産及び販売等を通じた農業その他の産業の振興」という。)において、その地域の特性に応じて、新規の作物の導的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域(以下「中山間地域等第四十七条」国は、山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理「第四十七条」国は、山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理「第四十七条」国は、山間地及びその周辺の地域をの他の地勢等の地理

のとする。会の維持に資する生活の利便性の確保その他必要な施策を講ずるも

2

(略

(新設)

(中山間地域等の振興)

要な施策を講ずるものとする。

一次のでは、国は、山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理をおった。

一次の地域の生産及び販売等を通じた農業その他の産業の振興の、地域特産物の生産及び販売等を通じた農業その他の産業の振興のという。)において、その地域の特性に応じて、新規の作物の導いという。)において、その地域の特性に応じて、新規の作物の導いという。)において、その地域の地域では、以下「中山間地域等の地理をな施策を講ずるものとする。

るものとする。
一行うこと等により、多面的機能の確保を特に図るための施策を講ず行われるよう農業の生産条件に関する不利を補正するための支援を目は、中山間地域等においては、適切な農業生産活動が継続的に

2

	第 (行		2	策を	村村と	たとと	第四十九条	, し	防止	第四十八条	(鳥
団本の目互連隽及び耳漏整備)	千条 (略) (将) (行政組織の整備等)	第三章 行政機関及び団体	(略)	策を講ずるものとする。することのできる環境整備、市民農園の整備の推進その他必要な施することのできる環境整備、市民農園の整備の推進その他必要な施	「うことのでない最高を崩、うむ長園のを崩の推進との血なほな垣村との間の交流の促進、都市と農村との双方に居所を有する生活を	た農村への滞在の機会を提供する事業活動の促進その他の都市と農とともに、健康的でゆとりのある生活に資するため、余暇を利用し]十九条 国は、国民の農業及び農村に対する理解と関心を深める(都市と農村の交流等)	『『 (巻寸)を抗学) ての利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。	防止のため、鳥獣の農地への侵入の防止、捕獲した鳥獣の食品等と	-八条 国は、鳥獣による農業及び農村の生活環境に係る被害の	鳥獣害の対策)
(団体の再編整備)	政運営の効率化及び透明性の向上に努めるものとする。 策を講ずるにつき、相協力するとともに、行政組織の整備並びに行第三十七条 国及び地方公共団体は、食料、農業及び農村に関する施(行政組織の整備等)	第三章 行政機関及び団体	必要な施策を講ずるものとする。性を生かし、都市住民の需要に即した農業生産の振興を図るために2 国は、都市及びその周辺における農業について、消費地に近い特	施	るものとする。	農 の間の交流の促進、市民農園の整備の推進その他必要な施策を講ずし とともに、健康的でゆとりのある生活に資するため、都市と農村と	る 第三十六条 国は、国民の農業及び農村に対する理解と関心を深める (者市と農村の交流等)	(野子・食子)で気が	<u> </u>	<u>の</u> (新設)	

もに、効率的な再編整備につき必要な施策を講ずるものとする。、農業及び農村に関する団体について、相互の連携を促進するとと

第四章 食料・農業・農村政策審議会

(設置)

第五十二条 (略)

(権限)

第五十三条 (略)

を講ずるものとする。 、農業及び農村に関する団体の効率的な再編整備につき必要な施策

第四章 食料・農業・農村政策審議会

(設置)

議会」という。)を置く。第三十九条 農林水産省に、食料・農業・農村政策審議会(以下「

(権限)

この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。事項を処理するほか、農林水産大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、第四十条 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた

臣に意見を述べることができる。
2 審議会は、前項に規定する事項に関し農林水産大臣又は関係各大

3

用牛生産の振興に関する法律 果樹農業振興特別措置法(昭和三十六年法律第十五号)、畜産経営 飼料需給安定法(昭和二十七年法律第三百五十六号)、 業振興地域の整備に関する法律 びでん粉の価格調整に関する法律 及び特定盛土等規制法 の安定に関する法律 百九号)、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)、 四年法律第百九十五号)、家畜改良増殖法 審議会は、前二項に規定するもののほか、 (昭和三十六年法律第百八十三号)、宅地造成 (昭和三十六年法律第百九十一号)、 (昭和二十九年法律第百八十二号)、 (昭和四十四年法律第五十八号)、 (昭和四十年法律第百九号)、農 (昭和二十五年法律第1 土地改良法 酪農及び肉 (昭和二十 砂糖及

第五十五条 (略)

(資料の提出等の要求)

織

第五十四条

(略)

(組織)

七号)

第四十一条 審議会は、委員三十人以内で組織する。

2 ちから、農林水産大臣が任命する。 委員は、 前条第一項に規定する事項に関し学識経験のある者のう

3 委員は、 非常勤とする。

4 農林水産大臣が任命する。 第二項に定めるもののほか、 審議会の職員で政令で定めるものは

資料の提出等の要求

第四十二条 審議会は、 その所掌事務を遂行するため必要があると認

(令和四年法律第三十

律第三十八号)、米穀の新用途への利用の促進に関する法律(平成

漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成二十年法 進に関する法律(平成十八年法律第百十二号)、中小企業者と農林 の交付に関する法律(平成十八年法律第八十八号)、有機農業の推 法律第百十六号)、農業の担い手に対する経営安定のための交付金

律第十四号)及び環境と調和のとれた食料システムの確立のための

一十一年法律第二十五号)、都市農業振興基本法(平成二十七年法

環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律

の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

号)、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成十二年

要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第百十三 化及び取引の適正化に関する法律(平成三年法律第五十九号)、主 特別措置法 卸売市場法

(昭和六十三年法律第九十八号)、食品等の流通の合理

(昭和四十六年法律第三十五号)、

肉用子牛生産安定等

第五十六条

(略)

(委任規定)

及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。第四十三条。この法律に定めるもののほか、審議会の組織、所掌事務

説明その他必要な協力を求めることができる。めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、

	(傍緩音分に改正音分)
改正案	現行
第十一条(略)	第十一条 政府は、水産に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図
	るため、水産基本計画(以下「基本計画」という。)を定めなけれ
	ばならない。
2 · 3 (略)	2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
	一 水産に関する施策についての基本的な方針
	二 水産物の自給率の目標
	三 水産に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
	四 前三号に掲げるもののほか、水産に関する施策を総合的かつ計
	画的に推進するために必要な事項
	3 前項第二号に掲げる水産物の自給率の目標は、その向上を図るこ
	とを旨とし、我が国の漁業生産及び水産物の消費に関する指針とし
	て、漁業者その他の関係者が取り組むべき課題を明らかにして定め
	るものとする。
4 第二項第二号に掲げる水産物の自給率の目標については、食料・	4 第二項第二号に掲げる水産物の自給率の目標については、食料・
農業・農村基本法(平成十一年法律第百六号)第十七条第二項第三	農業・農村基本法(平成十一年法律第百六号)第十五条第二項第二
号に掲げる食料自給率その他の食料安全保障の確保に関する事項の	号に掲げる食料自給率の目標との調和が保たれたものでなければな
目標との調和が保たれたものでなければならない。	らない。
5~9 (略)	5 基本計画のうち漁村に関する施策に係る部分については、国土の
	総合的な利用、整備及び保全に関する国の計画との調和が保たれた
	ものでなければならない。
	6 政府は、第一項の規定により基本計画を定めようとするときは、

水産政策審議会の意見を聴かなければならない。

- 8 7 、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。 を変更するものとする。 施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、基本計画 政府は、第一項の規定により基本計画を定めたときは、遅滞なく 政府は、水産をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに水産に関する
- 第六項及び第七項の規定は、基本計画の変更について準用する。

9

0 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成二十六年法律第七十八号)(附則第四条関係)

(傍線部分は改正部分)

二 中山間地域等(食料・農業・農村基本法(平成十一年法律第百	二 中山間地域等(食料・農業・農村基本法(平成十一年法律第百
る活動であって、農林水産省令で定めるもの	
ロ 当該施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図	
る活動であって、農林水産省令で定めるもの	
イ 当該施設の維持その他の主として当該施設の機能の保持を図	
関する事業であって、次に掲げる活動のいずれかを行うもの	
として農林水産省令で定める土地を含む。以下同じ。)の管理に	
必要な施設(これらの施設と一体的に管理することが適当なもの	
一 農業用用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上	一 (略)
実施する事業であって、次に掲げるものをいう。	実施する事業であって、次に掲げるものをいう。
他の農林水産省令で定める者(以下「農業者団体等」という。)が	他の農林水産省令で定める者(以下「農業者団体等」という。)が
る多面的機能の発揮の促進を図るため、農業者の組織する団体その	る多面的機能の発揮の促進を図るため、農業者の組織する団体その
3 この法律において「多面的機能発揮促進事業」とは、農業の有す	3 この法律において「多面的機能発揮促進事業」とは、農業の有す
れる土地をいう。	
若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供さ	
2 この法律において「農用地」とは、耕作の目的又は主として耕作	2 (略)
農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能をいう。	
承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の	
保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝	
第三条 この法律において「農業の有する多面的機能」とは、国土の	第三条 (略)
(定義)	(定義)
現行	改正案

ける農業生産活動の継続的な実施を推進する事業 ける農	六号)第四十七条第一項に規定する中山間地域等をいう。)にお
農業生産活動の継続な)第三十五条第一項

三・四 (略)

て農林水産省令で定めるもの

27

(所掌事務) 常四条 農林水産省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げ 名事務をつかさどる。 一~三十六 (略)	改正案
(所掌事務) (所掌事務に係る国土の総合開発及び国土調査に関すること。 (四) (1) (2) (2) (3) (3) (4) (4) (4) (5) (4) (5) (5) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (7) (7) (7) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8	現行

ること。 十 食品産業その他の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関す

の確保に関すること。十一の食品産業その他の所掌に係る事業における資源の有効な利用

年法律第五十七号)第四条に規定する事務十一の二 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和三十一の二

定に関する事務のうち所掌に係るものに関すること。十二 所掌事務に係る物資についての輸出入並びに関税及び国際協

十三 所掌事務に係る国際協力に関すること。

善及び調整に関すること。十四の農畜産物(蚕糸を含む。)の生産、流通及び消費の増進、

改

生産過程に係るものに関すること(食品衛生に関すること及び環十五 農林水産物の食品としての安全性の確保に関する事務のうち

-六 農作物の作付体系の合理化に関すること。 境省の所掌に係る農薬の安全性の確保に関することを除く。)。

十七 農林水産植物の品種登録に関すること。

並びに取引に関すること。十八の家畜(家きん及び蜜蜂を含む。以下同じ。)の改良及び増殖

十九 農地の土壌の改良並びに汚染の防止及び除去に関すること。

一十 草地の整備に関すること。

畜産物の検疫に関すること。 二十一 病虫害の防除、家畜の衛生並びに輸出入に係る動植物及び

一十二 獣医療に関すること。

一十二の二 獣医師に関すること。

二十二の三 愛玩動物看護師に関する事務のうち所掌に係るものに

関すること。

一十三 肥料、農機具、農薬、飼料その他の農畜産業専用物品(蚕 。)の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること(経済産業省がその生産を所掌する農畜産業専用物品の生産に関す 糸業専用物品及び林業専用物品を含む。以下この号において同じ

十四四 中央競馬及び地方競馬の監督及び助成に関すること。

ることを除く。)。

一十五 農業経営の改善及び安定に関すること。

二十六 農業を担うべき者の確保に関すること。

農業労働に関すること。

二十七 二十八 農業技術の改良及び発達並びに農業及び農林漁業従事者の

生活に関する知識の普及交換に関すること。

二十九 農地制度に関すること。

三十 農地の権利移動その他農地関係の調整に関すること。

三十一 農業構造の改善に関すること。

農業者年金に関すること。

三十三 農業保険、 償に関すること。 森林保険並びに漁船損害等補償及び漁業災害補

三十四 ための金融上の措置に関する企画及び立案並びに助成に関するこ 農林水産業及び食品産業その他の所掌に係る事業の振興の

三十五 協会、 務の監督に関すること。 漁業信用基金協会及び農水産業協同組合貯金保険機構の業 株式会社日本政策金融公庫、 農林中央金庫、 農業信用基金

三十六 農住組合の設立及び業務に関すること。

三十七 等をいう。以下同じ。 成十一年法律第百六号)第四十七条第一項に規定する中山間地域 |案並びに推進に関すること 農山漁村及び中山間地域等)の振興に関する総合的な政策の企画及び 伞

(食料・農業・農村基本法

三十八~八十六 (略)

> 三十七 等をいう。以下同じ。)の振興に関する総合的な政策の企画及び 成十一年法律第百六号)第三十五条第一項に規定する中山間地域 立案並びに推進に関すること。 農山漁村及び中山間地域等(食料・農業・農村基本法 伞

三十八 ること。 第七十三号)第二条第一項の豪雪地帯をいう。 び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関す 豪雪地带(豪雪地带対策特別措置法 (昭和三十七年法律)の雪害防除及

三十九 農業振興地域整備計画その他農山漁村の総合的な振興計 の作成及び実施についての指導及び助成に関すること。 画

四十 るための支援に関すること。 中山間地域等における農業の生産条件に関する不利を補 正す

土地、水その他の資源の農業上の利用の確保に関すること

四十一

四十二 農地の転用に関すること。 農業水利に関すること。

四十三 交換分合の指導及び助成に関すること。

四十五 土地改良事業(かんがい排水、区画整理、 干拓、

農地又は

旧その他土地の農業上の利用を維持及び増進するのに必要な事業 その保全若しくは利用上必要な施設若しくは農業用施設の災害復

をいう。)に関すること。

四十七 関すること。 農地の保全に係る地すべり防止に関する事業に関すること 農地の保全に係る海岸の整備、 利用、 保全その他の管理に

並びに農地の保全に係るぼた山の崩壊の防止に関する事業の助成

31

及び監督に関すること。

四十八 村と都市との地域間交流に関すること。 農山漁村に滞在しつつ行う農林漁業の体験その他の農山 漁

四十九 市民農園の整備の促進に関すること。

五.十 主要食糧の生産、 集荷、 消費その他需給の調整に関すること

五十一 すること。 主要食糧の輸入に係る納付金の徴収その他輸入の調整に関

五十二 主要食糧の買入れ及び売渡しの価格の決定並びに主要食糧

五十三 の価格の安定に関すること。 輸入飼料の買入れ、保管及び売渡しの実施に関すること。

よる農産物の検査に関すること。 農産物検査法(昭和二十六年法律第百四十四号)の規定に

五十四

五十六 五.十五. 林野の造林及び治水、 森林資源の確保及び総合的な利用に関すること。 林道の開設及び改良その他の森林の

五十七 森林の経営の監督及び助成に関すること。

整備に関すること。

保安林に関すること。

五十九 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関するこ

び監督に関すること。 びに林野の保全に係るぼた山の崩壊の防止に関する事業の助成及 林野の保全に係る地すべり防止に関する事業に関すること並

国土緑化の推進に関すること。

木材その他の林産物及び加工炭の生産、 流通及び消費の増

改善及び調整に関すること。

六十二の二 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等におけ る木材の利用の促進に関する法律(平成二十二年法律第三十六号)第二十五条第二項に規定する事務

六十三 林業経営の改善及び安定に関すること。

六十四 に林業・木材産業改善資金の貸付けについての助成に関すること 林業技術の改良及び発達並びに普及交換に関すること並び

六十五 林業構造の改善に関すること。

六十六 国有林野の管理経営に関すること。

水産資源の保存及び管理に関すること。

六十七

漁業の指導及び監督に関すること。

七十 遠洋漁業及び沖合漁業に係る漁場の維持及び開発に関するこ 六十九 外国人が行う漁業及び水産動植物の採捕の規制に関するこ

七十一 沿岸漁業に係る漁場の保全及び持続的な養殖生産の確保に

こと。

関すること。

七十三

遊漁船業の発達、

改善及び調整に関すること。

七十二 栽培漁業の促進その他海洋水産資源の開発の促進に関する

七十五 水産業専用物品及び氷の生産、 ること。 及び調整並びに水産用石油類その他水産業専用物品以外の水産用 水産物の生産、 流通及び消費の増進、 流通及び消費の増進、 改善及び調整に関す

資材並びに冷凍及び冷蔵に関すること(水産用資材にあっては、

経済産業省の所掌に属するものを除く。)。

七十六 水産業経営の改善及び安定に関すること。

こと並びに沿岸漁業改善資金の貸付けについての助成に関するこ 水産に関する技術の改良及び発達並びに普及交換に関する

七十八 独立行政法人北方領土問題対策協会の行う資金の貸付けに

関すること。

七十九 沿岸漁業の構造改善に関すること。

漁船の建造の調整、 登録及び検査に関すること。

八十一 漁港の修築、 維持管理及び災害復旧その他漁港に関するこ

八十二 漁港の区域に係る海岸の整備、 関すること。 利用、 保全その他の管理に

八十三 農林水産業に係る保護増殖事業 条第二項第六号に規定する保護増殖事業をいう。)に関すること 動植物の種の保存に関する法律 (平成四年法律第七十五号) 第六 (絶滅のおそれのある野生

八十四 修を行うこと。 政令で定める文教研修施設において、 所掌事務に関する研

前各号に掲げるもののほか、 農林水産技術についての試験及び研究に関すること。 法律 (法律に基づく命令を含

む。)に基づき農林水産省に属させられた事務

2 成するため、同条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策に 前項に定めるもののほか、農林水産省は、 前条第二項の任務を達

及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画ついて、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方